

秋田県養護教諭研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、秋田県養護教諭研究会と称する。

(構成)

第2条 本会は、県内各校・機関に勤務する養護教諭並びに養護の職務に携わる職員をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連絡提携を図り、養護教諭の職務等について研究し、養護教諭の資質を高め、学校保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 調査・研究並びに情報交換
- 2 研修に関する事業
- 3 関係諸団体との連絡提携
- 4 その他本会の目的達成に必要な事業

(事務局)

第5条 本会の事務局は会長所属校に置く。

第2章 役員

(構成)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会長1名、副会長2名、評議員9名、幹事1名、会計1名、理事4名、監事2名
- 2 事務局は、会長、副会長、幹事、会計で構成する。

(選出)

第7条 本会の役員は、次の方法によって選出する。

- 1 会長は選考委員会で選考、推挙の上、評議員会で選任する。
- 2 副会長、幹事、会計は理事会で選考し、評議員会に報告する。
- 3 評議員は各郡市の支部長がこれにあたる。
- 4 理事、監事は中央ブロックの支部から選出する。

(任務)

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 評議員は評議員会に出席し、会議の議決にあたる。
- 4 幹事は本会の事務を行う。
- 5 会計は本会の会計事務を行う。
- 6 理事は会務を執行する。
- 7 監事は会計の監査をする。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は、残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問及びその他の役職)

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会が推薦し会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応ずる。顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 必要に応じて、本会にその他の役職を置くことができる。その他の役職は、理事会が推薦し会長が委嘱する。任期は理事会において審議の上決定する。

第3章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は次のようにする。

1 評議員会

評議員会は、年2回開く。ただし会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

評議員は次の事項を審議し、評議員の過半数をもって議決する。

- (1) 規約に関する事
- (2) 役員の選任に関する事
- (3) 事業報告および計画に関する事
- (4) 予算および決算に関する事
- (5) その他の事項

2 理事会

理事会は会長、副会長、幹事、会計、理事で構成する。

理事会は必要に応じて会長が招集し、本会の事業の運営及び重要事項を審議する。

監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 事務局会議

事務局会議は必要に応じて会長が招集し、会務執行の立案及び緊急事項について審議する。

第4章 会計

(収入)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他をもって充てる。

(会費)

第13条 会費は年会費とし、評議員会で決める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委員会)

第15条 本会の目的達成のため、必要に応じて委員会をおくことができる。

附則

(細則)

第16条 本会の運営に必要な細則及び規定は別に定める。

(施行)

第17条 本規約は、昭和29年5月22日より施行する。

昭和56年6月	一部改正
昭和61年6月13日	一部改正
昭和63年6月29日	一部改正
平成8年6月26日	一部改正
平成9年6月23日	一部改正
平成12年3月2日	全面改正
平成15年1月6日	一部改正
平成17年3月3日	一部改正
平成30年6月22日	一部改正
令和元年6月28日	一部改正
令和2年7月7日	一部改正

細則

第1条 本会には次の9支部と3ブロックを置く。

- 1 支部 鹿角、大館北秋田、能代・山本（県北）
男鹿潟上南秋、秋田、本荘由利（中央）
大曲・仙北、横手、湯沢・雄勝（県南）
- 2 ブロック 県北、中央、県南

慶弔規定

第1条 本規定は、会員の慶弔に関して祝電と弔意を表すことを目的とする。

第2条 会員が全国規模以上の表彰を受けた場合は、祝電等をおくる。

第3条 会員が死亡した場合は、花輪一基と弔電をおくる。

第4条 本規定の事務処理には、評議員（支部長）があたる。

第5条 その他、特別な場合は理事会に諮って決める。

附則 本規定は、平成12年3月2日より施行する。

平成23年3月3日	一部改正
-----------	------

役員選出に関する内規

(会長の選出)

第1条 会長の選出に際しては、評議員の中から選考委員を選出し、選考委員会を組織する。

第2条 選考委員会は、各支部への推薦依頼をして会長候補者の名簿を作成し、選考の上評議員会に推挙する。

(役員を選出)

第3条 役員の構成員は幼稚園・小・中学校から8名以上、特別支援学校、高等学校から各々1名以上とし、総数11名となるようにする。

第4条 監事は理事および評議員経験者であることが望ましい。

(選考委員会)

第5条 選考委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 評議員3名（県北、中央、県南ブロックから各1名）、役員（監事）1名、顧問若干名とし、評議員会で選出する。
- (2) 選考委員会委員長は委員の互選とする。
- (3) 監事は委員会の事務にあたる。